

教育委員会会議録

平成24年10月15日(月) 午後1時30分 開会
午後3時00分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員

小池高弘委員長、平石賢二委員、加古博委員、豊島半七委員、笠松和永委員
野村道朗教育長

3 説明のため出席した職員

長崎栄一教育次長、岡田信管理部長、岩間博学習教育部長、加古三津代生涯学習監
杉浦慶一郎総合教育センター所長、杉浦章司総務課長、後藤由紀夫財務施設課長
溝口正己教職員課長、伊藤良一福利課長、森繁雄生涯学習課長
笹尾幸夫高等学校教育課長、稲垣寿義務教育課長、上田裕特別支援教育課長
長谷川勢子健康学習課長、大野芳樹体育スポーツ課長
安藤綾子教育企画室長、八木亨文化財保護室長
山本雅夫総務課主幹、與語勝廣教職員課主幹、伊藤泰臣教職員課主幹
山中仁教職員課主幹、木下眞吾義務教育課主幹、山崎穂高体育スポーツ課主幹
稲葉均総務課課長補佐

4 委員長報告

なし

5 教育長報告

小池委員長が各委員に諮り、報告事項2 平成24年秋の叙勲候補者の内定について、報告事項3 平成24年度愛知県表彰条例による表彰受賞者の決定について、報告事項4 公立学校教員の懲戒処分について及び報告事項5 公立学校長人事の代決については人事案件であるため、非公開にて報告を受けることとした。

(1) 平成24年9月定例県議会の概要について

杉浦総務課長が、平成24年9月20日から10月12日までの会期で開催された定例県議会における教育委員会所管分の質疑状況等について報告。

加古委員が、文教委員会のかじ山委員の質問に関連して、指導が不適切な教員への対応について、従来行っていた指導力が不足している教員への対応とどのように区別しているのか質問。

溝口教職員課長が、過去「指導力不足教員」と言っていたものが、平成19年に国の指針で「指導が不適切な教員」と定義付けられ、平成20年から各県で研修が義務付けられた。県としては以前の「指導力不足教員」の定義を

そのまま「指導が不適切な教員」と捉えて対応している旨答弁。

小池委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

- (2) 平成24年秋の叙勲候補者の内定について
非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。
- (3) 平成24年度愛知県表彰条例による表彰受賞者の決定について
非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。
- (4) 公立学校教員の懲戒処分について
非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。
- (5) 公立学校長人事の代決について
非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。
- (6) 第6回愛知県教育委員会教員表彰式の開催について
溝口教職員課長が、第6回愛知県教育委員会教員表彰式の概要について報告。
加古委員が、被表彰者数はどのように変わってきたのか質問。
溝口教職員課長が、この表彰制度設置以降同じである旨答弁。
加古委員が、あまりこの被表彰者数を維持しすぎると本当に活躍をしてもらえる人をきちんと表彰できないことがあるので、数年行って落ち着いたところで少し人数について考え直した方がいいのではないかと思う旨意見。
溝口教職員課長が、今年は152人の推薦があり、基本的には大多数の教員の方が一生懸命やっただけだと思っているので、これからも優秀な教員は表彰していきたいと考えている旨答弁。
加古委員が、人数枠を示して推薦をしてもらっているのか質問。
溝口教職員課長が、小中学校については、職員数に比例して人数の配分を決めており、各事務所へは大体これくらいという目安は示している。県立学校については示していない旨答弁。
加古委員が、一度状況を聞いてもらって必要があるようなら内部で検討していただきたい旨要望。
小池委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。
- (7) 行政文書不開示決定処分取消請求事件について
溝口教職員課長が、愛知県に対する行政文書不開示決定処分取消請求事件1件の訴訟提起について報告。
小池委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。
- (8) 平成23年度生徒指導上の諸問題の状況について
稲垣義務教育課長が、平成23年度における暴力行為・いじめ・不登校の生徒指導上の諸問題の状況について報告。
平石委員が、資料で暴力行為の現状と傾向として「言葉によるコミュニケーションや人間関係づくりがうまくできず、自分の感情をコントロールできずに

人や物に過剰な暴力を行う事案の増加」とあるが、暴力というのはそもそも言葉によるコミュニケーションができなくて手が出てしまうというものであり、ここでは年齢相応の社会性とか社会的なスキルが育っていないような子が増えていると理解すればよいのか。また、そのような理解のもと「早期発見・早期対応」「今後の課題」のところにつながっていると考えればよいか質問。

稲垣義務教育課長が、子どもたちの状況として、コミュニケーション能力が不足、人間関係づくりがうまくできないために普段の生活の中でトラブルが起こり、それが暴力につながってしまうというケースが増加してきている。そのような状況で暴力行為に対する教師側の対応、その後の指導もあるが、一方で子どもたちの集団の中でそれを起こさせないような集団の自浄作用も必要であることから、「円滑な学級経営を支える小学校生徒指導の手引き」の中で、ルールがきちんとした学級をどのようにつくっていくかという方法が書かれているところである。また、子どもたちの中のいわゆる「切れてしまう子」をどうしていくかということについても、学校ではスクールカウンセラーの協力を得ながら、その子の理解にできるだけ努めていくような研修に取り組みつつある旨答弁。

平石委員が、暴力行為というのは目に見えていろいろあると思うが、その背景はもしかしたらいくつか異なるタイプがあるかもしれない。例えば発達障害で非常に衝動性が高い、攻撃性が高い子の暴力行為が増えているとしたら、そうした問題への対応というのは別のタイプの問題への対応と違っていた方がよく、発達障害ではないけれど社会的なスキルが乏しいというような子であればそういう子にあった対応、指導が必要だと思う。資料ではまとめて書かれているが、きちんと暴力行為の行動の背景とかメカニズムを理解した上で丁寧な指導の使い分けをしないといけないと思う旨意見。

稲垣義務教育課長が、教員の指導力も高めていくような方向性の中で、それぞれの子どもにあった対応の仕方を考えていきたい旨答弁。

加古委員が、いじめの現在の状況で「解消」「一定の解消後継続支援中」の件数の割合が小学校97.6%、中学校95.8%と相当高い割合で対応できていると思いがちであるが、平成23年度の認知件数の小学校4,326件、中学校3,574件に当てはめると、小学校では104件、中学校では150件が未解決であり、このことについて県としてどういう支援が必要なのか、県として何をすべきかということも考えていく必要があると思う。また、不登校についても、不登校状況が改善されていないことに対して、県としてどういう支援ができるのかということも考えていく必要があると思う。例えばマンパワーについて言えば、スクールカウンセラーは万能薬ではないので、もっといろいろな形のマンパワーを学校に送り込み、子どもたちも先生たちとは違う大人で誰か一人でも相談に乗ってもらえるような人の手配ということが考えられてもよいと思う旨意見。

稲垣義務教育課長が、いじめの未解決については多くは年度またぎの事案であるが、実際に学校で解決に大変窮している状況もある。国の方でも来年度の

概算要求の中でいじめについて緊急支援チームをつくっていくことを示していただいております、このことも視野に入れながら難しいところについては県も相談に乗っていききたいし、対応していきたくて考えている。不登校については、国の調査の中で中学校の1年生になってから不登校になる子どもについて、半分が小学校4年生から6年生の間に不登校を経験しているという調査結果があった。また、30日以上が不登校とされるが、30日には満たないけれどある程度欠席が多かったという事案も含めると6割くらいの子どもの相当するということが分かってきている。そのようなことを考えたときに、今までは特に大きな問題行動の子どもについての小学校と中学校の情報交換を行ってきたが、もう少し広い視野でそれぞれ設置しているいじめ不登校対策委員会のつながりをもっと強化していくような小中連携を指導していかなければならないと考えている。また、学校にスクールカウンセラー以外のマンパワーを配置することについては、様々な方向で検討していきたくて旨答弁。

加古委員が、保護者の関わり方について、例えばいじめの認知については本来親が最初に子どもの変化、サインを汲み取れるという状況があるので、学校だけで抱え込むのではなく、親にきちんと話をして何らかの変化があった場合にはすぐに知らせてもらうような随時の働きかけもいると思う。本当の意味で家庭と学校が一体となって子どもの様々な苦しみを乗り越えていくことにつながればよいと思うので、学校が家庭の力を借りるという意識をもっと強くもって遠慮なく関わっていただきたいし、機会があれば県からもそのような働きかけをしていただくとよいと思う旨意見。

笠松委員が、暴力行為やいじめは学校外で発生したものについても学校が把握していれば件数に数えられるのか。また、暴力を伴ういじめについてはどのように件数を数えるのか質問。

稲垣義務教育課長が、学校外のものについても学校が把握した場合には件数に入れている。暴力を伴ういじめについては、いじめと暴力は分けるのが難しく、両方に計上されている場合が多い旨答弁。

小池委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

(9) 第67回国民体育大会愛知県選手団の成績について

大野体育スポーツ課長が、第67回国民体育大会本大会の概要及び本県選手団の成績について報告。

笠松委員が、これまでの成績の中で今回以上の成績はあったのか。また、4、5年前に比べて本県の成績が上昇傾向にあるが、何か考えられる要因はあるのか質問。

大野体育スポーツ課長が、今回の成績より良かったのは過去に6回、同じ成績を含めると9回である。平成6年に本県で開催された「わかしやち国体」後の成績としては最高の成績である。また、最近の傾向については、要因は分からないが入賞というところで安定した成績を取っている旨答弁。

笠松委員が、開催県の優勝が何年か続いていると思うが、どのような理由が考えられるのか質問。

大野体育スポーツ課長が、昭和39年に新潟で行われた国体から始まって高知県で行われた平成14年の大会を除いてすべて開催県が優勝しているが、その理由としては、複数年かけて選手を強化していることが大きな要因だと思う。また、開催県はブロック大会に関係なく全種目に出場できるという利点があることや競技力向上のための予算の違いもあると思う旨答弁。

小池委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

6 議題及び議事の概要

小池委員長が各委員に諮り、第17号議案 公立学校長の人事については、人事案件であるため、非公開にて審議することとした。

第17号議案 公立学校長の人事について

非公開にて審議されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

7 通信及び請願

なし

8 自由討議

なし

9 委員長選挙

平成24年10月17日に任期満了となることに伴う委員長選挙が実施された。

小池委員長が、出席委員数6名を確認後、愛知県教育委員会会議規則第2条に基づき、単記無記名投票による選挙が行われ、有効投票の最多数を得た平石委員が、平成24年10月18日からの委員長に選任された。

選挙結果

有効投票 6票 無効投票 なし

得票数 平石委員 6票

なお、開票に先立って、小池委員長が各委員に諮り、開票立会人に笠松委員が選任された。

10 委員長職務代理者選挙

平石委員が、次期委員長に選任されたことに伴い委員長職務代理者選挙が実施された。

小池委員長が、出席委員数6名を確認後、愛知県教育委員会会議規則第3条に基づき、単記無記名投票による選挙が行われ、有効投票の最多数を得た豊島委員が、平成24年10月18日からの委員長職務代理者に選任された。

選挙結果

有効投票 6票 無効投票 なし

得票数 豊島委員 6票

なお、開票に先立って、小池委員長が各委員に諮り、開票立会人に笠松委員が選任された。

11 その他

- (1) 委員長に選任された平石委員及び委員長職務代理者に選任された豊島委員から選挙後にあいさつがあった。
- (2) 傍聴人 2名
- (3) 会議終了後、10月17日付けで委員を退任する小池委員長及び加古委員から退任のあいさつがあった。